

評議員、役員、評議員選任・解任委員 の報酬等に関する規程

平成28年12月12日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清光会（以下「当法人」という。）の定款 第8条に定める評議員の報酬等及び定款22条に定める役員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5号に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、評議員、役員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 当法人の常勤理事の報酬総額は、年間4,000万円以内とする。
- 2 当法人の常勤理事の報酬には、理事会出席を含むものとする。
 - 3 評議員、非常勤役員、及び評議員選任・解任委員の報酬は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬は、必要な都度、支払うものとする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(特別功労金)

- 第6条 在任中特別な功労があったと認められた評議員及び役員等が退職又は死亡したときは、評議員会の承認を得て、本人又はその遺族に特別功労金を支給することができる。
- 2 前項に定める特別功労金の上限は100万円とする。

(費用)

- 第7条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。
- 2 理事長及び常勤理事には、出張に要する旅費（宿泊費含む）を出張費として実費支給することができる。
- 3 評議員会、理事会等への出席に要する交通費等については、報酬に含むものとする。

(公表)

- 第8条 当法人は、この規程をもって、評議員、役員、評議員選任・解任委員の報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

- ・この規程の制定をもって、従来の「役員報酬規程」は廃止とする。